

なり。岡崎の邑名は今存せず。

天正二年 甲戌 皇紀二二三四

二月五日。正親町天皇、山城伏見稻荷社をして、同社領石川郡針道莊の貢納を全うせしめ給ふ。

【御府文書】

一五五五

稻荷社領加州石川郡針道庄事、近年無沙汰之由不可然之處、如前々可致專社納之由、所被思食神妙也。彌堅可被申付之由、天氣所候也。仍執達如件。

天正二年二月五日

左中將親綱

謹上 伯少將殿

七月六日。本願寺顯如、石川郡の門徒に、その志納を謝す。

【照圓寺文書】 金澤

一五五六

返々法義無由斷可相嗜事肝要候也。

態染筆候。仍爰許彌無事候間可心安候。先々今度天下不慮、無是非次第候。乍去不相替入魂之事候。氣遣有まじ

く候。うちつづき方々用しげきニつきて、萬不如意過推

量候。諸國たやすからざる時分候へ共、無退屈各馳走たのみ入計候。併聖人へたいし可爲報謝候。就其人間は老少不定之界にて候。世間は一旦之浮生、後生は永生の樂

果なれば、今生はひさしくあるべきにもあらず候。後生といふ事は、永世まで地獄にをつる事なれば、いかにもいそぎ後生の一大事と思とりて、彌陀の本願をたのみ、他力の信心を決定すべし。されば信心をとるといふも、なにの

わづらひもなく、南無と一心に彌陀をたのめば、阿彌陀佛のやがて御たすけある事なれば、又信心をとるといふ事も、この南無阿彌陀佛の六字のこゝろなり。此ゆへに一心一向に彌陀をたのみまいらせて、行住座臥に念佛申され候べし。則佛恩報謝のつとめになり候べし。此旨惣中へ披露せられ候べし。あなかしこ〜。

石川郡志之衆中 顯 如 在判

七月六日

顯 如 在判

顯 如 在判

石川郡志之衆中 顯 如 在判

七月六日

顯 如 在判

顯 如 在判

(本文中に先々今度天下不慮とあるを以て、これを織田信長に對して開戦したる是の年に係く。)

八月十一日。畠山義綱、越中瑞泉寺坊官上田石見守に、被官飯川肥前守歸順以後の疎遠を謝す。

【佛嚴寺文書】 越中

一五五七

先日飯川肥前守相越候以後、無音候之條令啓候。仍去十八日若輩者共、不圖至于國塚山取候。先以今日迄無異儀候。可心安候。然者其元之儀、前々入魂頼入候。向後于他異可通心中候條、偏馳走可悅入候。恐々謹言。

八月十一日

義綱 在判

上田石見守殿

(義綱は畠山義胤の前名に復せるものなり。この文書、推定元龜四年七月十日付直江大和守宛義胤消息の後を受くといへども、しかも同年のものにあらず。故に假に天正二年に係く。)

天正三年 乙亥 皇紀二二三五

四月廿六日。武田勝頼、金澤御坊の杉浦壹岐に、上杉謙信に抵抗せんことを勸む。

【越賀雜記】

一五五八

幸便之間染一翰候。抑於其國每事備等堅固之仕置肝要

之由、無是非次第候。併對大坂忠節令感激候。彌無油斷兩越州靜謐候之様馳走簡要候。隨而不圖當表出馬、爲始三州足助城、近邊之敵城或攻落或自落、万方達本意候。可爲安堵候。此上三尾國中令亂入、可決是非候。此

所畢竟織田上洛之上、大坂に取懸候由候條、後詰第一之行候。然間當夏秋之間、輝虎向于越中動于戈者無二至

越後可成働候。然則長尾彼表張陣不可叶候條、加越兩州之人數被相催、無用捨可被遂防戰儀專要候。委曲令附与彼口上之間不能具候。恐々謹言。

卯月廿六日

勝頼 在判

杉浦紀伊守殿

杉浦紀伊守殿

勝頼 在判

勝頼 在判

(杉浦紀伊守は、壹岐を誤りて顛倒せしなるべし。) 九月。織田信長、前田利家・佐々成政・不破光治